

## 埼玉中部資源循環組合ごみ処理施設等建設検討委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉中部資源循環組合ごみ処理施設等建設検討委員会条例第7条の規定に基づき、埼玉中部資源循環組合ごみ処理施設等建設検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、埼玉中部資源循環組合管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、調査研究及び検討し、管理者に報告する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要により関係職員の出席を求めることができる。

(部会)

第4条 委員会は、専門事項について調査研究の必要があるときは、部会を置くことができる。

(オブザーバー)

第5条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員長が委員会に諮り、管理者が委嘱する。

3 オブザーバーは、委員会に出席し意見を述べることができる。

(委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、管理者が別に定める。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認める場合、会議の公正が著しく害されるおそれがあると認める場合又は公益上必要があると認める場合であって、委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

傍聴については、埼玉中部資源循環組合議会傍聴規則を準用するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。